令和7年度税制改正要望書

一般社団法人徳島県法人会連合会 令和6年6月10日

1. 総論

令和6年度の税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われた。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられた。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われた。

また、【扶養控除等の見直し】として、「児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。」とされている。

更に、【防衛力強化に係る財源確保のための税制措置】として、「たばこ税については、加熱式たばこと紙巻きたばことの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求めるという消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3円/1本相当の財源を確保することとする。」とされている。

国の令和6年度予算における一般会計の規模は112.5兆円と、過去最大であった令和5年度当初予算額114.3兆円を下回ったものの、2年連続で110兆円を超え、財政の3割以上を国債に頼る厳しい財政状況が続いている。また、令和6年度末の国および地方の長期債務残高は1,315兆円となる見込みであり、債務残高の対GDP比率では、主要先進国中最悪の状況が続いており極めて深刻な状況にある。

このように、財政再建は喫緊の課題であるが、令和7年度税制改正要望については、エネルギーや原材料を中心とした価格は高止まりしており、さらに持続的な賃上げが求められているなど、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しく、ますます先の見通せない不安定な経営を強いられており、影響を受けている企業への支援策や経済活性化対策が緊急課題である。

特に、地方の中小・零細企業は厳しい状況下にあっても、地域経済の担い手であり、地域における事業と雇用が失われることなく、中小企業が将来に希望を持てる持続化・活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 税・財政改革等基本的な課題に対する意見要望

我が国財政は先進国の中でも突出して悪化している状況にあるにもかかわらず、財政健全化に向けた取り組みは進んでいない。

財政健全化は国民の負担増なくしてなしえないものであり、国民の政治への信頼が不可欠である。しかしながら、今般の不明朗な政治資金を巡る対応に国民の政治に対する不信感・怒りは頂点に達している。まずは政治への信頼を取り戻すことが重要である。

(1) 社会保障制度の抜本的な見直しについて

令和6年度予算における社会保障関係費は37.7兆円で、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、56.9%と極めて高くなっている。しかも団塊世代が後期高齢者となる2025年、現役世代が大幅に減少する2040年に向けて、財源調達ベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していく。特に増加が著しい年金、医療、介護については給付の「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、現状の「低負担:中福祉」から「中負担:中福祉」への適正な負担を求めるなど、小手先の見直しだけでなく、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度を一刻も早く構築していくことを求める。

(2) 徹底した行財政改革について

エネルギーや原材料の高騰による物価高や、過度に進む円安の影響により、 社会・経済の疲弊は目を覆うばかりの状況にあっても、民間企業は血のにじ むような企業努力をしており、政府においては、公務員の人員削減・国会議員 や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の 削減等行政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除することを求める。

また、今般の政治資金の問題については、多くの議員が法的責任を免れており、国民の納税意欲を著しく阻害するものである。国民の政治に対する不信感

は極度に高まっており、政治資金規正法の見直しなどを行い、透明性の向上、 使途の適正化、罰則の厳格化を図るよう求める。

(3) 社会保険料の負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は、2023年度予算で36.5兆円(2022年度34.8兆円)と社会保障給付費の27.9%を占めている。企業は、大幅な賃上げ要請や設備投資を求められるとともに、欠損法人も多く厳しい経営環境の中、被保険者の対象拡大も進むなど、一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ることを求める。

(4) 消費税について

令和元年10月から消費税の軽減税率が導入されたが、区分経理等事業者の 事務負担が大きく、対象品目の判定も複雑であり、逆進性の緩和における実 効性にも疑問が残る。税の三原則「公平・中立・簡素」に照らしても問題が多 く、単一税率とすることを求める。

また、令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入 されたが、導入後の影響や効果等について、事務負担や特例措置の適用状況 等を検証し、問題があれば見直すことを求める。

(5) マイナンバー制度について

平成28年1月からマイナンバーカードの運用が開始され、マイナポイト付与の推進策等により、カードの交付率は73.5%(令和6年3月末現在)と増加しているものの、マイナポイントの取得のみに終始しており、マイナポータル等での利用も進んでいない。また、登録ミス等による不正確な情報が記載された証明書の発行等の問題も発生している。このような状況のなか、昨年6月の参議院本会議で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を含む法改正が可決・成立した。マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤であり、有益な制度であるが、国は、国民に対してカード取得を半ば義務ととられかねないような拙速な推進を行うことなく、本制度の意義や仕組み等について再度十分な周知を行い、現状の人為的・システム的な不具合を改善・改修したうえで、データ漏洩等の不安を払拭し国民に信頼される制度として定着化に向けて一層取り組んでいくことを求める。

3. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、少子高齢化や人口減少社会の急速な進展等を踏まえ、経済社会の大きな構造変化等にどのように対応していくべきか、税制全体を捉えた抜本的な見直しを求める。

4. 税目別課題に対する個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の軽減税率について

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例(15%)は、2025年(令和7年)3月31日まで延長されているが、これを時限措置ではなく本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長するよう求める。

また、昭和56年以来800万円に据え置かれている軽減税率の適用 所得金額を1,600万円まで引き上げるよう求める。

- 2) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について 少額減価償却資産の取得価額を30万円とし、損金算入額の上限(年間 取得合計額300万円)を撤廃するよう求める。
- 3) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測され、被 災地域の企業は甚大な被害を受け、サプライチエーンが分断され、国内経 済に多大な影響を与えることが懸念される。令和5年度税制改正でも、中 小企業の防災・減災投資促進税制は対象資産の見直し及び延長がなされた ところであるが、さらに、次のとおり制度の拡充を求める。

- ① 特別償却率を引き上げ、即時償却(最低でも50%)とすること。
- ② 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。
- ③ 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。
- 4) デジタルトランスフォーメーション (DX)、グリーントランスフォーメーション (GX) の推進について

時代に即したイノベーションの創出、デジタル化の推進、生産性の向上へ中小企業が果敢に取り組めるよう後押しできる税制の整備が不可欠である。また、中小企業の成長を阻害するようなカーボンプライシングの導入には、丁寧な議論により最適を追求するよう求める。

(2) 事業承継税制

- 1) 事業承継税制については、中小企業の円滑な世代交代を促進するため、 10年間の特例措置として抜本的に拡充されているが、欧米諸国において は、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産と一般資産を区分 し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国に おいても欧米諸国並みの本格的な事業承継税制の創設を求める。
- 2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の充実について、令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が2年延長(令和8年3月31日まで)されたものの、与党税制改正大綱では、「令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない」ことが明記されている。しかし、贈与税の納税猶予制度を適用するには、「贈与の直前において3年以上役員であること」という要件があるため、これから事業承継を検討する事業者にはハードルが高いと思われる(令和6年中に後継者を役員に就任させる必要がある)。計画的に事業継承を行うためにも、適用期限の延長について検討を求める。

(3) 相続税・贈与税

1) 相続税について

近年、出生率の低下に伴い被相続人一人当たりの相続人数が減少傾向にあり、相続人一人ひとりが被相続人から引き継ぐ財産を増加させる要因となっている。さらに、地価の上昇も相まって相続税の課税件数割合が年々増加していることから、「基礎控除のあり方」について見直しを求める。

2) 贈与税について

令和5年度税制改正では、「相続時精算課税制度」が現行の暦年課税の基礎控除とは別に毎年110万円の基礎控除が創設された。また、一方で「暦年課税」において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間が相続開始前3年間から7年間に延長され、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しが行われた。基礎控除創設と加算期間が延長されたこと双方を踏まえて、贈与税110万円の大幅増額の検討を求める。

(4)個人所得税制

1) 各種控除制度の見直し

令和7年度税制改正において、児童手当の所得制限が撤廃されることに伴い、16歳から18歳までの扶養控除が見直される予定であることから、他の各種控除についても、社会構造の著しい変化に伴い、世帯の類型や就労形態が大幅に変化・多様化しているため、合理的なものへの見直しを求める。

2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など財政・行政面で総合的な施策を講じる とともに、税制面においては児童に対する税額控除など給付付き税額控除 制度の創設など、抜本的な方策への見直しを求める。

(5) 印紙税

デジタル化の推進により、ペーパーレス化が急速に進行していく中において、文書作成の有無による課税は公平性を欠くことになるので印紙税の速やかな廃止を求める。

(6) 地方の税制

1) 固定資産税

地価は全国ベースで上昇傾向にあるものの,地方では低下傾向が続いて おり、固定資産税の負担増が懸念される。このため、評価方法及び課税方 式を社会の現状に即したものへ抜本的見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること。
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、廃止を含めて抜本的に見直す。 特に非課税の範囲を少額減価償却資産(30万円)と同額とする。

2) 外形標準課税

中小企業への適用拡大については、地域経済に甚大な影響を及ぼし、経済・社会の発展を阻害しかねないことから断固反対する。

3) 事業税

電気供給業への収入金に対する課税については、国が再生可能エネルギーの普及促進を進めていることからも、中小企業等における太陽光発電等の副業的な事業規模は課税対象から除くことを求める。

(7) その他

1) 電子申告

法人税の電子申告(e-Tax)について、利用者の一層の利便性向上のため、地方税の電子申告(e L Tax)との統一的な運用を求める。